

(参考2)

医療機関等薬剤関係調査(平成11年6月実施)について

○ 調査の客体び抽出方法

	病 院	一 診 療 般 所	歯 科 診 療 所	保 険 薬 局
調 査 客 体	・第12回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査客体となった病院	・第12回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査客体となった診療所	・第12回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査客体となった歯科診療所	・第12回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査客体となった保険薬局
抽 出	・有効回答数が一般病院120か所、精神病院、老人病院がそれぞれ20か所となるよう設定	・有効回答数が有床診療所20か所、無床診療所20か所となるよう設定	・有効回答数が20か所となるよう設定	・有効回答数が40か所となるよう設定

○ 調査内容

		病 院	一 診 療 般 所	歯 科 診 療 所	保 険 薬 局
薬 剤 管 理 業 務	1. 薬剤管理業務に従事する職員の薬剤管理業務延べ従事時間(職種別、常勤・非常勤別)	○	○	○	○
	2. 薬剤管理業務従事者給与総額及び総従事時間(職種別、常勤・非常勤別)	○	○	○	○
	3. 薬剤管理業務委託費	○	○	○	○
医 療 用 廃 棄 物 処 理 関 係	1. 医療用廃棄物に係る委託費	—	—	—	○
	2. 医療用廃棄物処理に従事する職員の廃棄物処理従事時間(職種別、常勤・非常勤別)	○	○	○	○
	3. 医療用廃棄物処理に従事する職員の給与総額及び総従事時間(職種別、常勤・非常勤別)	○	○	○	○
	4. 事業系一般廃棄物に係る費用	○	○	○	○
施 設 設 備 関 係	1. 薬剤の保管管理に関わる床面積	○	○	○	○
	2. 医療用廃棄物の集積に必要な床面積	○	○	○	○
	3. 設備機器に係る減価償却費(設備機械名を記入)	○	○	○	○
	4. 設備機器に係る賃貸料(設備機械名を記入)	○	○	○	○

		病 院	一 般 所	歯 科 所	保 險 薬 局	
薬 剂 損 耗 経 費	1. 薬剤購入額	内 用 薬	○	○	○	○
		外 用 薬	○	○	○	○
		注 射 薬	○	○	○	○
		歯科用薬剤	○	—	○	○
		合 計	○	○	○	○
	2. 薬剤損耗額	内 用 薬	○	○	○	○
		(うち)調剤、製造 過程での損失分及 び病状変化に伴う 未使用損失分	○	○	○	○
		外 用 薬	○	○	○	○
		(うち)調剤、製造 過程での損失分及 び病状変化に伴う 未使用損失分	○	○	○	○
		注 射 薬	○	○	○	○
		(うち)調剤、製造 過程での損失分及 び病状変化に伴う 未使用損失分	○	○	○	○
		歯科用薬剤	○	—	○	○
		(うち)調剤、製造 過程での損失分及 び病状変化に伴う 未使用損失分	○	—	○	○
		合 計	○	○	○	○
(うち)調剤、製造 過程での損失分及 び病状変化に伴う 未使用損失分	○	○	○	○		
院外処方箋発行状況 処	外来投薬処 方箋枚数	—	○	○	—	
	(うち)院外処方箋 枚数	—	○	○	—	

医療機関等薬剤関係調査要綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における薬剤管理コスト及び薬剤損耗経費の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局について、薬剤管理コスト及び薬剤損耗経費の詳細調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局を対象とし、第12回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査客体となった医療機関を対象とする。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病院

ア 一般病院、精神病院（許可病床の全てが精神病床であるもの）、老人病院別に分類を行う。

イ 一般病院は、許可病床規模別に分類を行う。

ウ 調査客体の抽出は、有効回答数が一般病院120か所、精神病院、老人病院がそれぞれ20か所となるよう行う。

(2) 一般診療所

ア 有床、無床の別に分類を行う。

イ 調査客体の抽出は、有効回答数が有床診療所20か所、無床診療所20か所となるように行う。

(3) 歯科診療所

調査客体の抽出は、有効回答数が20か所となるよう行う。

(4) 保険薬局

調査客体の抽出は、有効回答数が40か所となるよう行う。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成11年6月の1月について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。